令和７年（フ）第２０５号
代替住所Ａ（旧住所　福島市太田町８番８号リアルスウィート福島駅前304）
破産者　安田　紀子
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２２２号
埼玉県上尾市大字原市4131番地　グラハムトーマス202
破産者　石川　貴久
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第９０８号
北九州市八幡西区陣原１丁目２番29―504号
破産者　大井　一太
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３０６号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目11番10―405号
破産者　山下　　操（旧姓古閑）
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３１２号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目６番７―404号
破産者　吉川　　昭
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３２３号
北九州市八幡西区光明２丁目12番22号
破産者　橋本　和昭
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３３４号
北九州市小倉南区下城野２丁目９番11―201号
破産者　鹿間稀博こと　鹿間　敦博
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５４号
熊本市西区池田１丁目33番９号　池田町マンション104、転入前住所熊本県玉名郡玉東町大字白木1794番地
破産者　清田　季晋
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６５４号
札幌市豊平区水車町５丁目６番17―301号
破産者　利根　彩月
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３８０号
北海道旭川市春光２条８丁目10番30号
破産者　河原　　勝
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２２７号
岡山県津山市西吉田700番地87、開始決定時の住所山形県山形市成沢西２―７―18　レオパレスダブルレインボー202号
破産者　田口　維也
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１８６号
埼玉県新座市東北二丁目23番８号　春ハイツ202号室
破産者　髙橋　範行
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第７３４号
横浜市鶴見区向井町４丁目86番地17　ウシオパレスＫ301号室
破産者　白石　直子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８７１号
横浜市戸塚区上倉田町1253番地２　シャルガーデン戸塚106号
破産者　木村　　紺
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１３号
大阪市天王寺区味原本町６番４号　ハイツミドリ303号
破産者　堀口千寿子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１００号
大阪府柏原市玉手町18番50―515号　ドリーム松村弐番館、開始決定時の住所大阪府羽曳野市樫山310番地の２（102）　ヴィスタリアハイム　Ａ棟
破産者　堀内　秀広
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
大阪府泉大津市春日町13―13―２、住民票上の住所大阪府岸和田市春木若松町３番13号
破産者　大久保浩平
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２０４号
岡山県倉敷市福島249番地５
破産者　若林秀一郎
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係